

令和7年(2025年)3月18日

市内各介護事業所 管理者様

八王子市福祉部高齢者いきいき課

令和7年4月適用の減算に係る届出について (第2報)

日頃より、八王子市の介護保険施策に対しご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

令和6年度介護報酬改定に伴い、令和7年4月1日より、一部サービスにおいて業務継続計画(BCP)未策定減算及び身体拘束廃止未実施減算の適用が開始されます。

減算とならないためには、適切に措置を講じていただいた上、下記のとおり届出を提出していただく必要がございますので、対象サービスを実施している事業所におかれましては、御対応をお願いいたします。

記

1 減算の種類及び適用サービスについて

(1) 業務継続計画(BCP)未策定減算

ア 令和7年(2025年)4月1日から減算が適用されるサービス

- ・訪問介護
- ・(介護予防)訪問入浴介護
- ・(介護予防)訪問看護
- ・(介護予防)訪問リハビリテーション
- ・(介護予防)福祉用具貸与
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・居宅介護支援【減算とならないための届出は不要】
- ・介護予防支援【減算とならないための届出は不要】
- ・指定相当訪問型サービス(総合事業サービス)

(2) 身体拘束廃止未実施減算

ア 令和7年(2025年)4月1日から減算が適用されるサービス

- ・(介護予防)短期入所生活介護
- ・(介護予防)短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護(短期利用型のみ)
- ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護
- ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用型のみ)
- ・看護小規模多機能型居宅介護

## 2 届出期限

令和7年(2025年)4月15日(火) ※必着

## 3 減算とならない場合に必要な届出書類

下記 URL(八王子市ホームページ 加算届提出書類一覧表)をご覧ください。

[https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/004/006/p004022\\_d/fil/teisyutukyo.xlsx](https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/004/006/p004022_d/fil/teisyutukyo.xlsx)

※令和7年(2025年)3月18日より、加算届の様式が一部変更となりましたので、最新のものをダウンロードしてご提出ください。

## 4 その他

併せて、令和6年(2024年)11月12日にケア倶楽部にてお知らせいたしました、本減算等に関する通知についても再度御確認ください。

### 【問い合わせ先】

(運営基準や届出について)

八王子市 福祉部 高齢者いきいき課 事業者指定担当

電話 042-620-7452/620-7294

(加算・減算の要件について)

八王子市 福祉部 介護保険課 総務・給付担当

電話 042-620-7416